

# 2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー) 事業委託仕様書

## 1. 委託事業名

2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー)

## 2. 事業の目的及び事業概要

### 【事業の目的】

大阪府では、2025年大阪・関西万博を通じて、世界各国・地域との国際交流を深め、相互理解の促進を図ってきた。万博によって出来た世界各国・地域とのつながりと府域における国際交流の機運を一過性のものとすることなく、維持・発展させていくため、「世界の社会課題を学び、国際交流と相互理解を促進する」ことをテーマとした2026年度 戦略的国際交流事業(招へいセミナー)を、若者世代を対象に実施する。

### 【事業概要】

万博を通じて、府とつながりの出来た国・地域を中心に、世界から行政関係者・大学等教育機関関係者・その他専門家等(以下、被招聘者)を招聘し、府内高校生・大学生等、若者世代を対象とした国際交流セミナーを実施する。合わせて、被招聘者と大阪府の関係構築のため、大阪府内視察や企業訪問、大阪府関係機関との懇談等をアレンジする。

なお、被招聘者の人選は大阪府が行う。被招聘者決定後のセミナー実施や渡航及び大阪府に滞在する被招聘者との調整は、受託者が実施するものとする。

※ 招聘を行う国の数は3か国とし、1か国につき、講師となる専門家等1名、随行2名計3名を招聘予定。

詳細は「5. 事業内容及び提案を求める事項」を参照すること。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 4. 委託上限額

14,906,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※本事業を履行するための全ての経費を含む

※上記上限額のうち3,000,000円は招聘に係る航空券代(燃油サーチャージ及び諸税に係る費用を含み、手数料は含まない)とする

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する事業は次の(1)～(3)とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府と十分に調整をすること。

(1) 運営体制・スケジュールの作成

(2) 国際交流セミナーの企画・実施及び参加者の募集

(3) 被招聘者の渡航関係手続き及び大阪府滞在に係る各種手配等

各事業内容は以下のとおり。

### **(1) 運営体制・スケジュールの作成**

- ① 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築するとともに、スケジュールを作成すること。
- ② 受託者は、具体的な事業内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後14日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること。

#### **【提案を求める内容】**

- ・ 本業務を効果的かつ円滑に実施できる実施体制について、具体的に提案すること。  
なお、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。
- ・ 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ・ 提案する手法が、効率的・効果的かつ実現可能である根拠を過去の実績等により示すこと。

### **(2) 国際交流セミナーの企画・実施及び参加者の募集**

#### ① 国際交流セミナーの企画・実施

大阪府内高校生・大学生等を対象に、以下の内容にしたがって、セミナーを企画・実施すること。

#### (開催日時)

- ・セミナーは年3回程度の実施を予定。
- ・実施時期の目安は、第1回を2026年9月、第2回を2026年11月、第3回を2027年1月頃とする。

#### (参加対象)

- ・セミナーの参加対象者は、大阪府内高校生・大学生等とする。定員は各回80名程度とする。
- ・上記80名は3回のセミナーを連続受講することを基本とするが、各回に個別に参加することも可能とする(詳細は(セミナー内容)の欄を参照)。
- ・上記80名の他、セミナー講師による講演部分のみ聴講を希望する者があれば、40名程度を上限として聴講できるものとする(詳細は(セミナー内容)の欄を参照)。

#### (参加料)

- ・無料とする(参加者から参加料は徴収しないものとする)。

#### (開催場所)

- ・セミナーの開催場所は大阪府内のホールや会議施設、大学等とする。各開催場所には、セミナー運営者用の控室と来賓用の控室を2室用意すること。

#### (セミナー内容)

- ・3回のセミナーの内容・構成は、「世界の社会課題を学び、国際交流と相互理解を促進する」という趣旨に沿ったものとし、大阪府と協議のうえ、最終的に決定する。
- ・各回のセミナーは、① 講師による講演と、② 講師と参加者が双方向で交流できるセッションの2部構成とすること。なお、「① 講師による講演」については、定員80名の参加者とは別に、聴講のみの希望者(上限40名程度)も参加できるようにすること。また、配信等により当日の会場参加者以外も聴衆として参加できるよう工夫をすること。

- ・セミナーは全3回で構成されるシリーズものとし、セミナーの第3回目には、参加者代表による成果発表の機会を設けるものとする。参加者代表が成果発表を行うにあたっては、プレゼンテーションの方法や発表資料の作成方法などを教授し、発表が円滑に行えるよう参加者代表をサポートする体制をとること。なお、成果発表は大阪府が招待する来賓や保護者等が会場において視聴できるよう会場規模や付帯設備等に配慮すること。
- ・参加者は全3回のセミナーに参加することを基本とするが、各回への個別参加も可能とし、個別参加であっても国際交流というセミナーの趣旨を実現できるような内容とすること。
- ・1回あたりの実施時間は180分を目安とする。

#### (セミナー講師)

- ・各セミナーの講師のうち1名は、大阪府が選定する被招聘者とする。講師となる被招聘者は、各回に1か国1名を想定(ただし、被招聘者との調整結果により、各回で講師となる被招聘者の数は変更となる可能性あり)。なお、各回のセミナーでは被招聘者に加えて受託者が「世界の社会課題を学び、国際交流と相互理解を促進する」という趣旨に則り選定する、日本(特に大阪)においてグローバルに活躍する企業家、研究者、起業家、国際機関・NGO職員、文化人などを、講師とするものとする。
- 講師の選定にあたっては、大阪府が策定する「Beyond EXPO 2025」に示す施策の方向性に合致するような専門分野を持つ者や活動領域にある者を選定すること。

#### 【Beyond EXPO 2025 概要版】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/127496/beyondexpo2025gaiyou.pdf>

(施策の方向性は2ページから3ページを参照)

- ・被招聘者を含む講師との間の講演内容の確認、調整、事前の資料取り寄せ、資料の翻訳等、開催にあたり必要な調整・準備等は受託者が行うこととする。
- ・なお、現時点で検討中の被招聘者の国・地域、専門分野は以下のとおり
  - サウジアラビア:e スポーツ、○オーストラリア:ライフサイエンス、○ドイツ:AI、
  - アメリカ(カリフォルニア州):教育交流
  - その他、イタリア(ロンバルディア州)、カナダ(ケベック州)、スウェーデンなど(専門分野未定)
- ・在阪の留学生や、国際的な活動経験を持つ大学生等を、参加者と講師の間のモデレーターとして配置することも可能とする。

#### (その他留意事項)

- ・セミナーにおける使用言語は日本語とし、被招聘者の講演には通訳をつけ、講演資料は日本語への翻訳を行うこと。
- ・セミナー開始前に講師等がセミナーのリハーサルを行う時間を設けること。
- ・セミナー開催の準備(パソコン・プロジェクター・スクリーン等の資機材を含む。)、開催当日の会場設営及び撤去、進行等を行うこと。
- ・セミナーの実施後に、参加者に対して、満足度、意識の変容等に関するアンケートを実施し、セミナーの効果測定を行うこと。アンケートの具体的な内容については、大阪府と協議の上、決定すること。
- ・セミナーの成果指標は以下のとおりとする。

#### 【成果指標】

- a)国際交流・活動に関する関心が高まったとする参加者の割合:85%以上
- b)被招聘国・地域への関心が高まったとする参加者の割合:85%以上

#### 【提案を求める事項】

- ・「世界の社会課題を学び、国際交流と相互理解を促進する」という趣旨を達成するうえで、効果的なセミナー全3回の構成、各回の実施内容、講師、実施日時、実施場所を具体的に提案すること。
- ・実施内容を提案するにあたっては、参加者の海外への興味を喚起し、各国・地域の文化や世界共通の社会課題について理解を深めるための効果的な実施方法について提案すること。
- ・日本においてグローバルに活躍する講師の選定にあたっては、参加者への訴求力や集客力の観点から、適切な者を提案すること。当該講師と被招聘者の専門領域や講演内容を考慮し、それぞれの講演が相乗効果を得られる工夫があれば、提案すること。

#### ② セミナー参加者の募集

参加者募集ちらしの作成及び本事業専用のウェブページやSNS (InstagramやFacebook) 等を立ち上げ、下記の参加者募集概要に基づき、募集案内を行うこと。なお、SNS等の活用においては、SNSマナーを徹底した上で、適切に管理・運営を行うこと。また、ちらしの作成や、ウェブページ及びSNS等へ情報を掲載する際には、事前に大阪府の承認を得ること。

(参考) 参加者募集概要(予定)

- (1) 対象者 大阪府内に所在する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程に在学中の生徒及び、大学、短期大学の大阪府内キャンパスに在籍する学生等
- (2) 募集人数 各回80名程度(延べ240名(80名×3回))。その他、聴講のみの希望者40名程度。
- (3) 申込方法等 参加者については、個人または学校単位のどちらの申込・参加も可能とする。なお、申込の受付は先着順とする。

#### 【提案を求める事項】

・参加者の募集について、以下の提案項目ア、イについて具体的に提案すること。また、以下の項目以外にも、必要と考えるものについては提案すること。

ア. 参加者の募集方法

イ. 本事業の広報計画

・大阪府内高等学校や高校生、大学生等との既存のネットワークや、他事業からの誘導可能性など、集客に資するリソースを有する場合は、具体的に記載すること。

(例) 自社が実施/受託する他事業と連携し、参加者を当事業に誘導する。等

#### (3) 被招聘者の渡航関係手続き及び府滞在に係る各種手配等

##### ① 被招聘者の日本(大阪)滞在期間

被招聘者の日本(大阪)滞在期間は3泊4日とする。

想定する行程は以下のとおり。

(1日目) セミナーの前日。大阪着。大阪泊。

(2日目) セミナー当日。大阪泊。

(3日目) 大阪府との意見交換及び府内視察等※。大阪泊。

(4日目) 大阪発。

※ 受託者は、被招聘者から意見交換の希望テーマや希望視察先を聞き取り、大阪府関係機関以外の機関等との意見交換や視察受入に係る当該機関等との調整を行うこと（大阪府関係機関との意見交換や視察等は大阪府が調整する）。また、受託者は、全ての意見交換や視察において、通訳及び移動手段を手配すること。

## ② 被招聘者との連絡調整

- (ア)被招聘者の選定と参加決定までの調整は大阪府が行うが、決定後の被招聘者との連絡調整については、受託者が英語で行う事務局を設置したうえで実施すること。
- (イ)被招聘者に対しては、必要に応じて、参加要項・条件、申込用紙、キャンセルポリシーを含む利用規約、個人情報の取り扱いに係る文書、アンケート等、ネイティブチェック及びリーガルチェックの入った英語版の書類を用意すること。
- (ウ)行程に係る全ての手配を出発 1 週間前までに完了させ、最終行程表（日本語及び英語）を作成し、大阪府及び被招聘者へ送付すること。

## ③ 被招聘者の渡航手続き

被招聘者への航空券の支給、ビザ取得、国内移動手段の確保など、渡航に係る手続きを実施すること。

- (ア)渡航手続きに係る費用の一切は、委託費に含めるものとする。渡航手続きに係る費用を負担する被招聘者の人数は講師3名と随行者3名の計6名分（招聘は 1 か国につき 3 名を限度に行うが、渡航手続きに係る費用を負担するのは 1 か国につき 2 名分のみ）とする。
- (イ)航空券のクラスはエコノミークラスとする。ただし、被招聘者からクラスの変更について求めがあった場合は、当該クラスの航空券を手配することも可とするが、エコノミークラス相当額と変更後のクラス相当額の差額については委託費に含めず、被招聘者に対して請求すること。
- (ウ)委託費用のうち 300 万円を航空券代（燃油サーチャージ及び諸税に係る費用を含み、手数料は含まない）として計上すること。受託者は航空券手配を完了した後は、航空券代に関する証憑を大阪府に提出し、精算を行うこと。精算の結果、費用が 300 万円を下回る場合は、その下回った額について、委託費用から減額する。
- (エ)必要に応じ、ビザ取得を含む出入国に必要な諸手続きや手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと（被招聘者への連絡を含む。）
- (オ)被招聘者の国内滞在中の本事業（セミナー、大阪府関係機関等との意見交換、大阪府内視察等）に係る移動手段を確保すること（「⑧ 移動車両（ドライバー含む）の手配」参照）

## ④ 被招聘者への講師謝金の支払い

- ・事業実施後、講師となった被招聘者に対し、講師謝金の支払いを行うこと。
- ・支払い方法については、被招聘者と協議の上、決定すること。
- ・講師謝礼は 1 人当たり 61,000 円とする。（総額 3 名×61,000 円＝183,000 円）。
- ・最終的な被招聘者決定後、当初の想定人数から参加人数及び支払い額に変更が生じた場合は、委託金額から変更した額を減額することとする。詳細は大阪府と協議すること。
- ・被招聘者以外の講師に係る謝金については、61,000 円を超えない範囲で、受託者が決定し、委託額から支出するものとする。

⑤ 被招聘者の宿泊先の手配

・本事業の目的に鑑みて、被招聘者（随行者2名含む計3名×3か国）合計9名に対して、相応しい質・内容を提供できる宿泊場所を手配すること。宿泊先は、大阪府と協議の上、決定すること。なお、被招聘者は、各回で原則として全員同じ宿泊先を利用することとする。

（ア）朝食付き（宗教等を考慮した提供が可能であること（食材の英語による明記必須））

※ホテル規定の朝食券の範囲を超える分については、被招聘者自身の負担とする。

（イ）客室はダブルルームまたはツインルームのシングルユースであること。

（ウ）上記以外の費用（電話代・ルームサービス等）は被招聘者自身の負担とする。

⑥ 通訳の配置

被招聘者の滞在中の全行程（セミナーでの講演含む）で通訳を配置すること。

（ア）通訳は被招聘者の国単位で1人配置するものとし、言語は日英とする。

（イ）通訳は以下の基準を満たすものを確保すること。

・行政にかかる専門用語を含む会話を、臨機応変かつ的確に逐次通訳できること

・行政機関における表敬訪問等の公式行事、国際会議、セミナー、シンポジウム等での逐次通訳業務に関して、10年程度以上かつ豊富な経験を有すること

・丁寧かつ礼儀正しい言葉遣いができ、国際儀礼に配慮した対応が可能であること

（ウ）通訳の交通費等の諸経費は委託料に含めること。

⑦ 行程中の食事の手配

・受託者は、被招聘者（1か国につき随行者2名含む計3名）合計9名分のセミナー当日の昼食（弁当等）を手配するものとする。昼食（弁当）に係る費用は一人あたり、おおむね2,000円以内（税・サービス料別）とする。

⑧ 移動車両（ドライバー含む）の手配

・以下に留意し、被招聘者及び同行者（随行者、通訳、大阪府担当者2名程度）全員が余裕をもって着席できる移動用車両を手配すること。なお、空港送迎を含む全行程分を委託料に含めること。

（ア）運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること。

（イ）行程上必要な有料道路代、駐車代、回送費用等の諸経費を含めること。

・被招聘者が国・地域により行動を異にする場合は、国・地域ごとに一車両を用意すること。

⑨ 記念品の手配

被招聘者への記念品を手配すること。記念品の金額は、一人当たり3,500円を限度とし、記念品の内容は大阪府と協議のうえ、決定すること。

⑩ その他

行程中、被招聘者との連絡調整及び問合せに対応できる担当窓口を設けること。緊急時の連絡先も用意し、緊急連絡体制を築くこと。

## 6 実施にあたっての留意事項

- ・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際して、大阪府の指示に従うこと。
- ・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・ 受託者は、具体的な事業内容について、提案の内容を踏まえ、大阪府と協議の上決定し、原則契約締結後14日以内に業務実施計画書を大阪府に提出すること(再掲)。
- ・ 事業実施状況については、大阪府に随時報告すること。
- ・ セミナーの参加高校生等が延べ192名に満たなかった場合は、精算後の事業総額を240名で除した額に、240名と参加者数の差数を乗じた額を委託費から減額する。
- ・ 被招聘者の参加人数等が当初の想定から減少した場合は、委託金額から減少人数に宿泊料、弁当代等の一人当たり単価を乗じた額を減額することとする。詳細は大阪府と協議すること。
- ・ 大阪府の実施する他の事業との連携については、大阪府と協議のうえ可能な限り対応、協力すること。

## 7 想定スケジュール

大阪府が想定するスケジュール例を以下のとおり示すが、時期や内容等について提案を制約するものではない。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			★事業開始								
			← 広報・周知・募集期間 →								
					★ セミナー①		★ セミナー②		★ セミナー③		
											★ 報告書提出

## 8 経費の取扱い

本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。

## 9 事業完了後に大阪府へ提出するもの

受託者は、事業完了後、事業完了報告書及び成果物として本事業で作成したプログラム等(印刷物・データ等)一式を紙形式と電子データで大阪府に提出すること。(詳細は、別途受託者に指示する。)なお、当該電子データは、大阪府において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

## 10 著作権等の取り扱い

- ・ 委託業務の実施に伴って生じた全てのもの(原稿及び写真、映像、データ等)の特許権、著作権その他の権利(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・ 受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作者人格権を行使しない。
- ・ 本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、大阪府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

## 11 再委託について

採択された委託事業の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、大阪府の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 12 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)に基づき、適切に個人情報を取扱うとともに、必要な措置を講じること。

## 13 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。